

定 款

〇 K K 株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、ニデックオーケー株式会社と称して、英文ではNIDEC OKK CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 工作機械、プレス等の金属加工機械、電気機械器具、内燃機、繊維工業機械、産業用運搬機械、公害防止機械装置、荷造機械、包装機、その他の産業用機械の製造、販売並びに設置工事
- (2) 建築用金属製品および計量器の製造、販売並びに設置工事
- (3) 金型および鋳造品の製造並びに販売
- (4) 駐車場の経営
- (5) 医療用具、医療機器の製造、販売、賃貸並びに修理
- (6) 前各号に付帯する事業並びに関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を兵庫県伊丹市に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告によりこれを行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4千8百万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 第10条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に対して請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。

- 2 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項について議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第20条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第22条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として

選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

- 4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長、取締役副社長を選定することができる。

(取締役会の招集手続)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

- 2 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- 3 前二項のほか、取締役会において定める取締役会規程により、他の取締役が議長となることができる。

(業務執行の委任)

第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第29条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項について議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(相談役および顧問)

第30条 取締役会は、その決議をもって、相談役および顧問若干名を置くことができる。

(取締役会規程)

第31条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任限定契約)

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第34条 監査等委員会は、その決議をもって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集手続)

第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

2 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会議事録)

第37条 監査等委員会の議事は、その経過の要領および結果ならびに

その他法令に定める事項について議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第39条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第42条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当および基準日)

第44条 当会社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第45条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第46条 期末配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3ヶ年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(附則)

第1条 現行定款第1条(商号)の変更は2022年7月1日から実施する。なお、本附則第1条は、第1条の変更の効力発生後削除されるものとする。

第2条 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。

3 本附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上
2022年6月20日 改定